

平成20年  
4月から

# 国民健康保険と老人保健が変わります!

## 特集 ① 「後期高齢者医療制度」が始まります

問い合わせ：保険年金課  
老人医療係

平成20年3月31日の時点で、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で老人医療の障害認定を受けている方は、平成20年4月からは、現在加入の国民健康保険や被用者保険（社会保険等）から、後期高齢者医療制度に移行することになります。（手続きは不要です）

### ●運営するのは

東京都内の全ての市区町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が行います。ただし、窓口業務は市が行います。

### ●保険証

- 保険証は1人に1枚交付されます。
- 現在老人保健制度に加入している方の保険証は、平成20年3月中に配達記録郵便で郵送します。

### ●対象者

東京都内に住む75歳以上の方および65歳以上の一定程度の障害がある方で広域連合の障害認定を受けた方

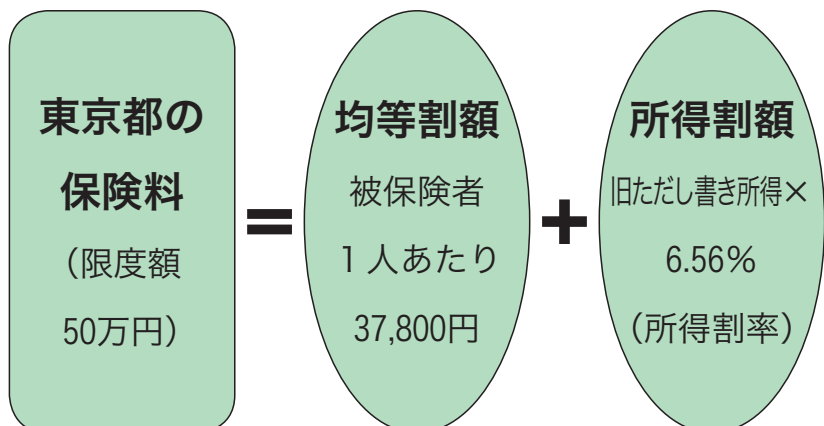


### 後期高齢者医療制度の開始日

- 平成20年3月31日の時点で老人保健制度に加入している方は平成20年4月1日から。
  - それ以外の方は、75歳の誕生日から開始されます。（保険証は随時、郵送します）
- また、65歳以上の一定程度の障害がある方は申請し、認定を受けた日から対象となります。

### ●保険料

- 原則として、対象となる被保険者全員が保険料を納めます。
- 保険料率や保険料の決定は「東京都後期高齢者医療広域連合」が行い、徴収は市が行います。
- 保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。



※旧ただし書き所得：総所得-33万円

- 被用者保険の被扶養者だった方、および所得の低い方等は、2ページの軽減制度をご覧ください。

### 説明会を開催します

後期高齢者医療制度の説明会を開催します。事前の申込みは必要ありませんので直接会場にお越しください。

なお、当日は個人の保険料等の相談はできませんのでご了承ください。

日時 3月20日(祝)  
①午後4時30分～6時  
②午後7時～8時30分  
会場 福祉センター2階集会室

※各種団体等でご要望  
がございましたら、  
説明に伺います。

### お問合せセンターを開設します

広域連合では、「東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター」を開設し、皆さんからのお問い合わせに対応します。

設置期間：平成20年3月10日～平成21年3月31日  
(土・日曜日・祝日および年末年始を除く平日)

受付時間：午前9時から午後5時まで

電話：0570-086-519

※ナビダイヤルを使用するためPHSやIP電話ではご利用できません。

ファクス：0570-086-075

電子メール：call@tokyo-kouikicenter.jp

※添付ファイルは取り扱いすることができません。

広域連合のホームページも開設されています。

「東京いきいきネット」  
<http://www.tokyo-ikiiki.net/>

## ●保険料にかかる軽減について

後期高齢者医療保険料については、次のような軽減制度があります。

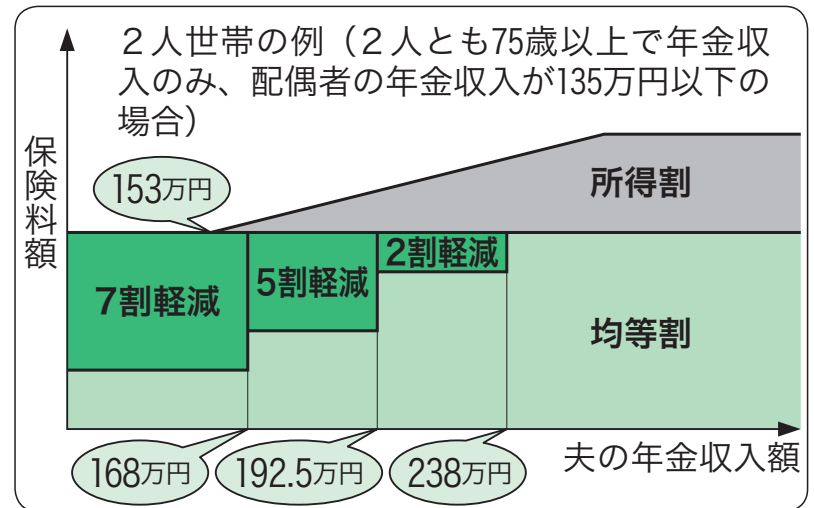
### 年金収入の例

#### ① 所得にかかる軽減について

##### (1) 均等割額にかかる軽減

所得の低い方は、世帯の所得に応じて均等割額の**7割・5割・2割**が軽減されます。

総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額(33万円)を超えない世帯	<b>7割</b>
基礎控除額(33万円) +24.5万円×被保険者の人数(本人を除く)	<b>5割</b>
基礎控除額(33万円) +35万円×被保険者の人数	<b>2割</b>



##### (2) 所得割額にかかる軽減(東京都独自の制度:平成20・21年度)

所得の低い方(旧ただし書き所得55万円、年金の一般的な収入208万円までの方)にかかる所得割額を減額します。

旧ただし書き所得(年金収入の場合)	所得割額の減額割合
15万円(年金収入168万円)まで	所得割額を全額減額
20万円(年金収入173万円)まで	所得割額を75%減額
40万円(年金収入193万円)まで	所得割額を50%減額
55万円(年金収入208万円)まで	所得割額を25%減額

※「旧ただし書き所得」とは総所得から33万円を引いた額になります。

#### ② 被用者保険の被扶養者にかかる軽減について

制度加入の前日まで被用者保険(政府管掌保険、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者であった保険料を納めていなかった方は被保険者資格取得日の属する月以後、**2年間に限り「均等割額」を5割軽減し、「所得割額」は賦課されません。**さらに、均等割額について、平成20年4月から9月までの半年間は徴収せず、平成20年10月から21年3月までは9割が軽減されます。

#### ③ 保険料算定例(合計保険料100円未満切り捨て)

世帯構成・区分			軽減賦課		均等割額	所得割額	合計保険料
			均等割	所得割			
単身世帯	年金収入	79万円	7割	—	11,340円	0円	11,300円
単身世帯	年金収入	203万円	2割	25%	30,240円	24,600円	54,800円
75歳以上の2人世帯	夫(世帯主)年金収入	192万円	5割	50%	18,900円	12,792円	31,600円
				—	18,900円	0円	18,900円
75歳以上の2人世帯	夫(世帯主)年金収入	250万円	なし	なし	37,800円	63,632円	101,400円
				なし	37,800円	63,632円	101,400円

## ●保険料の納め方

保険料の納付方法は支給されている年金からの天引きにより納めていただく「特別徴収」と納付書や口座振替で納めていただく「普通徴収」があります。

年金支給額	保険料の納め方
年額18万円以上	保険料は、年金から天引き(特別徴収)
年額18万円未満	保険料は、個別に納付書や口座振替で納付(普通徴収)



- 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方 ⇨ 普通徴収
- 4月以降に75歳の誕生日を迎える方や、他市区町村から転入した場合など ⇨ 一時的に普通徴収

特別徴収の方は…平成20年4月1日現在、被保険者で年金から天引きされる方は、**4月支給の年金から徴収**が開始されます。ただし、制度開始時普通徴収で納めていただき、その後、特別徴収に変更する場合があります。

特別徴収となる方には、4月上旬に仮徴収決定通知書を送付します。

普通徴収の方は…7月に納入通知書を送付します。

被用者保険の被扶養者であった方は…10月に納入通知書を送付します。

### ●お医者さんにかかるとき

受診したときに窓口で支払う負担割合は現行の老人保健制度と変わりません。一般の方は1割、現役並みの所得のある方は3割となります。保険証には自己負担割合が記載されています。お医者さんにかかるときは忘れず、保険証を窓口提示してください。

低所得Ⅰ・Ⅱの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので申請してください。

#### ■ 自己負担割合

**一 般 → 1 割**  
**現役並み所得者 → 3 割**

#### ●現役並み所得者

住民税課税所得が145万円以上ある方や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者

#### ■ 入院時の食事代（1食あたり）

入院したときは食費の標準負担額を自己負担します。

①	一般（②、③以外の方）	260円	
②	低所得Ⅱ	90日以内の入院 （過去12か月の入院日数）	210円
		90日を超える入院 （過去12か月の入院日数）	160円
③	低所得Ⅰ	100円	

- 低所得Ⅱ・・・世帯員全員が住民税非課税である方
- 低所得Ⅰ・・・世帯員全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定基準以下の方

#### ■ 療養病床に入院したとき

療養病床に入院した場合は、食費と居住費の一部を自己負担します。

※入院医療の必要性が高い方（人工呼吸器、静脈栄養等が必要な方や難病の方等）は前項の食事代のみです。

#### 食費・居住費の標準負担額

	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
一般（下記以外の方）	460円※	320円
低所得Ⅱ	210円	320円
低所得Ⅰ	130円	320円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。

### ●医療費が高額になったとき

1か月の医療費が高額になったときは、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。同じ世帯内に後期高齢者医療で、医療を受ける方が複数いる場合は合算でき、病院・診療所・診療科の区別なく合算します。

	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%（44,400円） 注1 注2
一般	12,000円	44,400円
低所得	8,000円	Ⅱ 24,600円
		Ⅰ 15,000円

注1 「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担

注2（ ）内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額  
※入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料などは支給の対象外となります。

#### ■ 高額医療・介護合算制度

世帯内で後期高齢者医療・介護保険の両保険から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったときは、両保険を通じた自己負担限度額（毎年8月～翌年7月末までの年額）が適用されることとなります。

		後期高齢者医療制度+ 介護保険の自己負担限度額（年額）
現役並み所得者		67万円（89万円）※
一般		56万円（75万円）
低所得	Ⅱ	31万円（41万円）
	Ⅰ	19万円（25万円）

※平成20年度については、通常より対象期間が4か月長いので通常よりも高い限度額である（ ）内の額を適用します。ただし、平成20年8月以降に自己負担が集中している場合等については、通常の限度額を適用します。

### ●交通事故にあったときは？

交通事故など第三者から傷害を受けた場合でも後期高齢者医療で診療を受けることができます。また、自損事故の場合も後期高齢者医療で診療を受けることができます。

#### ■ 必ず担当窓口へ届け出を

保険証、印かん、事故証明書（後日でも可。警察に届け出し、もらってください）を持って、市の担当窓口で「第三者行為による疾病届」の手続きをしてください。

#### 注意 示談は慎重に

加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませしまうと後期高齢者医療が使えなくなる場合がありますので、注意してください。

## 特集 ② 「特定健康診査・特定保健指導」が始まります

問い合わせ：保険年金課  
健康保険事業推進担当

平成20年度から、生活習慣病の予防と早期発見を徹底するために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）（別表1参照）に着目した「特定健康診査」と、その結果に基づいて受診者本人に適切な健康づくりを支援する「特定保健指導」が始まります。

生活習慣病は治療に長い時間と多くの医療費がかかります。医療費の増加は国民健康保険の運営に影響が出るばかりでなく、皆さんに納めていただく保険税負担の増大につながります。健康診査を受けて生活習慣病を予防し、健康を保って医療費の増加を抑えましょう。



- **実施者**……市の国民健康保険担当
- **特定健康診査の対象者**……40歳から74歳までの国民健康保険加入者。（5ページ別表2参照）  
特定健康診査は市内の医療機関での受診を予定しています。
- **特定保健指導**……健康診査の受診者のうち、保健指導対象者を改善の必要度に応じて3段階に分けて、保健師・管理栄養士などがそれぞれの方に適した情報提供や継続的な支援を行います。（5ページ別表3参照）

### ◆ 健康診査の受診結果により、メタボリックシンドロームの該当者と予備群に危険因子の数で分けます。

#### 情報提供（全員）

生活習慣病についての基礎知識など、生活習慣を見直すための情報提供をします。

#### 動機付け支援

（メタボリックシンドロームの危険因子が現れ始めた方）

保健師または管理栄養士などが面接を行い、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する情報提供と生活習慣の振り返り等から生活習慣を改善するための行動目標を設定し、6か月後に身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認します。

#### 積極的支援

（メタボリックシンドロームの該当者 {危険因子が重なり始めた方}）

保健師・管理栄養士・運動指導士などが面接を行い、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する情報提供と生活習慣の振り返り等から生活習慣を改善するための行動目標を設定し、継続的に支援を行い、6か月後に身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認します。

### （別表1）

### メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とは？

内臓の周りに脂肪がたまる肥満（内臓脂肪型肥満）に加えて、高血圧、高血糖、脂肪異常のうち2つ以上を持っている状態のことをいいます。1つの場合は、メタボリックシンドローム予備群となります。それぞれの判定基準は以下の通りとなります。

#### 腹 囲

男性 85cm以上、女性 90cm以上



腹囲に加えて、以下の項目のうち1つに該当したら予備群、2つ以上に該当したら該当者と診断されます。

#### 高血圧

収縮期血圧 130mmHg 以上 または 拡張期血圧 85mmHg 以上

#### 高血糖

空腹時血糖値 110mg/dl 以上  
※HbA1cのみの場合は、5.5%以上

#### 脂質異常

中性脂肪 150mg/dl 以上  
または HDLコレステロール値 40mg/dl 未満

## 国保ヘルスアップ教室

市では、生活習慣病予防に向けて、健康づくりを楽しみながら無理なく身につけられる「国保ヘルスアップ教室」を実施しています。



保健師・管理栄養士の専門家がサポート



専門家の講義



無理のない運動を楽しく実践

## 健康診査実施項目

(別表2)

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする方を抽出する健診項目です。

### 基本的な健診項目

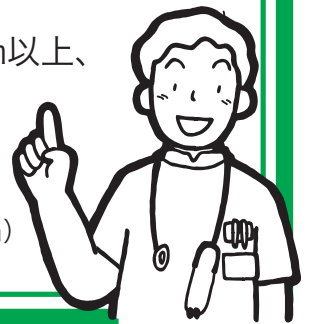
- 質問項目
- 身体測定 (身長、体重、BMI、腹囲)
- 理学的検査 (身体診察)
- 血圧測定、生化学検査 (中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
- 肝機能検査 (AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP))
- 血糖検査 (空腹時血糖、HbA1c)
- 尿検査 (尿糖、尿蛋白)

### 詳細な健診項目 (一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択)

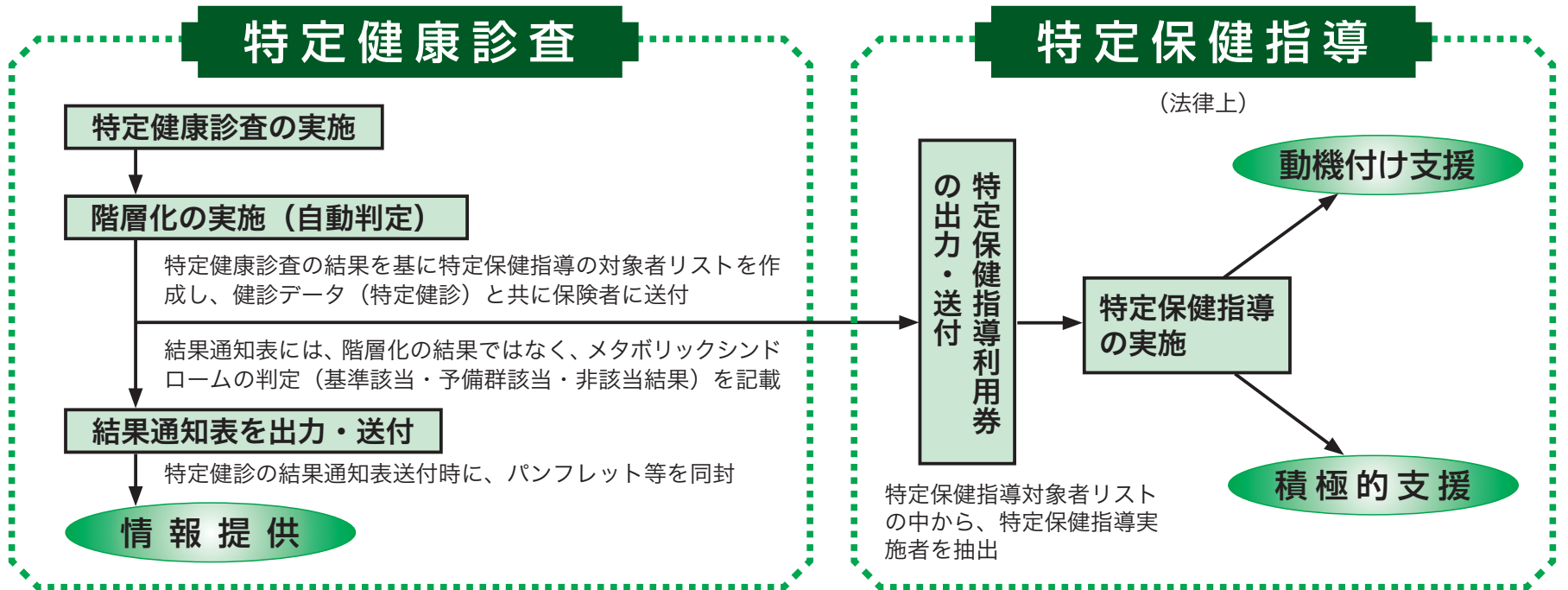
- 心電図検査  
前年度の健診結果等において、①血圧 ②脂質 ③血糖 ④肥満のすべての項目について、右記の判定基準に該当した方
- 眼底検査  
前年度の健診結果等において、①血圧 ②脂質 ③血糖 ④肥満のすべての項目について、右記の判定基準に該当した方
- 貧血検査  
貧血の既往歴を有する方または視診等で貧血が疑われる方

### 【判定基準】

- ① 血圧  
収縮期 130mmHg 以上、  
または拡張期 85mmHg 以上
- ② 脂質  
中性脂肪 150mg/dl 以上、  
またはHDLコレステロール 40mg/dl 未満
- ③ 血糖  
空腹時血糖 100mg/dl 以上、  
またはHbA1c 5.2%以上
- ④ 肥満  
腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上、  
または腹囲 男性85cm未満、  
女性90cm未満でBMIが25以上  
※BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)



## ■ 特定健康診査から特定保健指導への標準的な流れ



資料：厚生労働省

## 特定保健指導対象者

(別表3)

特定健康診査の受診者のうち、下記のリスクに当てはまる方を対象とします。ただし、糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している方を除きます。

### ■ 特定保健指導対象者の判定基準

腹囲またはBMI	腹 囲 男性85cm以上 女性90cm以上の方 BMI 25以上の方
----------	---------------------------------------

↓ 『腹囲またはBMI どちらかに該当する方』のうち

① 血糖	空腹時血糖 100mg/dl 以上 または HbA1c 5.2%以上
② 脂質	中性脂肪 150mg/dl 以上 または HDLコレステロール 40mg/dl 未満
③ 血圧	収縮期 130mmHg 以上 または 拡張期 85mmHg 以上

### ■ 特定保健指導の対象者 (階層化)

腹 囲	追加リスク			④喫煙歴	対 象	
	①血糖	②脂質	③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当			あり なし	積極的支援	動機づけ 支援
	1つ該当					
上記以外で BMI≥25	3つ該当			あり なし	積極的支援	動機づけ 支援
	2つ該当					
	1つ該当					

※喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。  
資料：厚生労働省

問い合わせ：保険年金課  
保険給付係

## 特集 ③ 国保の自己負担等が変わります

### 70歳から74歳の方の自己負担を1割に据え置き

平成20年4月から、70歳から74歳の方のうち現役並み所得がある方以外は、お医者さんにかかったときの自己負担が2割に引き上げられることになっていましたが、この見直しが凍結され、平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、お医者さんにかかったときの自己負担が1割に据え置かれます。

※現役並み所得がある方で、すでに3割負担をいただいている方は除きます。

※後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された方は除きます。

○70～74歳の方の自己負担割合

平成20年4月～平成21年3月まで	<b>据え置き</b>
<b>自己負担1割</b> (現役並みの所得がある方は自己負担3割)	

また、70歳から74歳の方（一般）の医療費が高額になった場合の自己負担限度額も、平成20年4月から平成21年3月まで据え置かれます。

### 義務教育就学前の子どもの自己負担割合

乳幼児について、医療費を2割負担に軽減する対象年齢が「3歳未満」でしたが、平成20年4からは「義務教育就学（小学校入学前）」に拡大されます。

平成20年3月まで	<b>→</b>	平成20年4月から
3歳未満 2割		義務教育就学前 2割 (6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

### 退職者医療制度の対象年齢

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受けられる75歳未満の方とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からその対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になると、一般国保の加入者となります。

平成20年3月まで	<b>→</b>	平成20年4月から
退職者医療制度の対象年齢 75歳未満		退職者医療制度の対象年齢 65歳未満

### 療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢

70歳以上と後期高齢者医療制度で医療を受ける方が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が65歳以上に変わります。

平成20年3月まで	<b>→</b>	平成20年4月から
70歳以上		65歳以上

### 高額医療・高額介護合算制度の創設

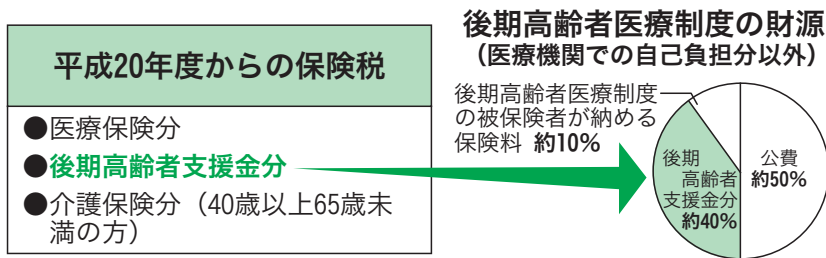
医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいるとき、国保と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額(年額)を超えた場合は、超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度が創設されます。

## 特集 ④ 国民健康保険税が平成20年度から変わります

問い合わせ：保険年金課  
保険税係

### 保険税の決まり方が変わります

国民健康保険税は、これまでは「医療保険分」と「介護保険分(40歳以上65歳未満の方)」を合わせた額を納めていましたが、平成20年度からは「後期高齢者支援金分」が新しく加えられます。「後期高齢者支援金分」は、これまでの「医療保険分」の一部が後期高齢者医療制度の財源の一部として明確化されたものです。



### 平成20年10月から保険税の年金天引きが始まります

### 世帯内の国保被保険者が全員65歳以上75歳未満の場合(世帯主も国保被保険者の場合に限り)

### 国民健康保険税が世帯主の年金から天引きされます

次の場合は保険税の天引きは行われません。

- ①世帯主が国保被保険者ではない場合
  - ②世帯内に65歳未満の国保被保険者がいる場合
  - ③年金が年額18万円未満の場合
  - ④介護保険料との天引き額の合計が、年金額の2分の1を超える場合
- このような場合、保険税は納税通知書などで個別に納めます。

### 年齢によって納付する保険税が異なります

#### 40歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません。

国民健康保険税	
医療保険分	+ 後期高齢者支援金分

#### 40歳以上65歳未満の方(介護保険の第2号被保険者)

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて納めます。

国民健康保険税		
医療保険分	+ 後期高齢者支援金分	+ 介護保険分

※年度の途中で40歳になるときは……40歳の誕生日のある月(1日が誕生日の方はその前月)の分から介護保険分を納めます。

#### 65歳以上75歳未満の方(介護保険の第1号被保険者)

医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせた国民健康保険税と、介護保険料は別に納めます。

国民健康保険税		介護保険料
医療保険分	+ 後期高齢者支援金分	

※年度の途中で65歳になるときは……65歳になる前月(1日が誕生日の方はその前々月)までの介護保険分を計算し、国民健康保険税として年度末までの納期に分けて納めます。

### 75歳になったら、国保を抜けて後期高齢者医療制度に移行します

### 保険税は世帯主が納めます

保険税を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に一人でも国保被保険者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。